

昨年、均等割8・5割軽減や所得割5割軽減などに該当、あるいは年度中途で保険料額の変更などがあったことにより、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更となった方で、本年10月より再度特別徴収となられる方については、7・9月を普通徴収、10月以降特別徴収の方法による年6回で納めていただきます。

普通徴収の方

普通徴収の方(納付書などにより直接金融機関などで納める方あるいは口座振替を申請された方)は、7月中旬に保険料決定通知書及び納付書が送付されます。納期は年8回(7月から翌年2月まで毎月)となっています。

口座振替の方については、納付書に記載された納期限に口座より引き落とされます。期日をご確認のうえ残高不足のないようご注意ください。

また、各納期限までに納付がない場合には、翌月20日ごろに督促状が手元に届きますので、ご了承ください。

保険料の軽減について

平 成22年度の後期高齢者医療保険料の軽減は、次のとおりです。

均等割軽減

軽減判定用所得が下表に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。
 ※判定は、世帯主及び被保険者の軽減判定の総所得金額などで判定します。
 ※公的年金を受給されている方は、判定時に15万円が控除されます。

均等割軽減判定対象総所得金額

軽減割合	判定方法	軽減額	均等割額
8.5割軽減	33万円以下	32,903円	5,807円
9割軽減	7割軽減に該当する場合に、その世帯の被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入80万円以下	34,839円	3,871円
5割軽減	33万円+(24.5万円×被保険者数(世帯主を除く))以下	19,355円	19,355円
2割軽減	33万円+(35万円×被保険者数)以下	7,742円	30,968円

所得割軽減(恒久的措置)

賦課のもととなる金額が、58万円を超えない被保険者については、所得割額が一律5割軽減されます。
 被用者保険の被扶養者であった方に対する9割軽減

後期高齢者医療制度の資格取得前に被用者保険の被扶養者であった場合には、所得割額は発生せず、均等割額は9割軽減されます。均等割軽減額は、34,839円となるため、保険料額は3,870円となります。

問合せ 市民生活課 年金・医療担当

国民年金には保険料免除制度があります!!

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

保険料免除制度は所得に応じ4段階あり、全額免除は、保険料の全額を免除します。一部納付(一部免除)制度は3種類あり、保険料の一部を納付し、残りの保険料は免除されます。

免除制度を利用するには、本人、配偶者、世帯主の前年度所得が一定基準額以下であることが条件となります。

それぞれの納付額と年金額の計算、免除となる所得の目安は下表のとおりです。



また、このほかに「若年者納付猶予制度」や「学生納付特例制度」などがあります。

	納付額(月額)	年金額	免除となる所得の目安
全額免除	0円	1/3	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の1納付	3,670円	1/2	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
半額納付	7,330円	2/3	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
4分の3納付	11,000円	5/6	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など

○今月は、平成21年7月から平成22年6月までの分を申請できる最終月となります。

○一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡といった不慮の自体が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

問合せ 日本年金機構 大月年金事務所 ☎(22)5837
 市民生活課 年金・医療担当